

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した上肢の傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は○運輸（株）において荷物仕分け作業員として勤務していた。請求人によると、入社約5年後に業務上で左肩を負傷し、以後は右手だけを使用して作業に従事していた。負傷から約3年後に配置転換となるが、引き続き荷物仕分け作業員として勤務を続けており、その約15年後からは夜勤業務となり、事務作業及び荷物仕分け作業に従事することとなった。

夜勤業務となつてから約3年後の平成○年○月○日に○病院を受診し「右変形性手関節症、右手関節炎、右手関節TFCC損傷」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

前々支店長に荷物の仕分け等の現場作業が出来ない旨を伝え、負担の少ない夜勤での電話当番、パソコン作業等に職変していた。しかし、支店長が替わってから以前のように現場業務に就かされることとなり、その結果、発症したものであるから、業務上災害とするのが妥当であり不支給決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人の申し立てでは、作業中における上肢等の負傷事実はなく、主治医の意見書においても外傷の所見を認める意見はないことから、「業務上の負傷に起因する疾病」に該当しない。

(2) 一日の作業時間中ずっと荷物を取り扱っているものではなく、右手に負担のかからない作業も行っている。またシステム変更により効率化が図られており、むしろ仕分け作業時間は短くなっている。このため、右手のみの作業と勘案しても上肢に負担がかかる作業形態であるとは認められない。

(3) 他の同種労働者と比較しても、業務量の増加、過大な重量負荷や過度の緊張が伴う作業があったとは認められない。

(4) 主治医の意見によると、発症機序として「長期間にわたる負荷、過度のストレス」としているが、地方労災医員Aの意見によると「画像所見で大きな変化もなく、上肢障害認定のための基準も満足していない状態である。」としていることから、明らかに業務が主体と

なって発症したものとは認められない。

以上から、認定基準に該当しないため、不支給決定処分としたものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人、上司及び同僚等の申述から、開始時期は明らかではないが、相当期間右手のみでの作業に従事していたことが窺える。また、事業所内作業もそれほど多くはなく、ほとんどが現場作業であり、右手にかかる負荷は相当なものと推察できることから、請求人は相当な期間重激な業務に従事していたものと判断する。

(2) 主治医及び地方労災医員Bの意見によると、請求人の傷病の発症原因について、仕事を常に右手のみで行っているという作業態様等に起因する旨を述べており、業務起因性を肯定した意見であることから、医学的相当因果関係があると判断する。

(3) したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。